

○上越地域消防事務組合監査委員に関する条例

(昭和 47 年 6 月 2 日条例第 17 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の規定に基づき、他の条例で定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第 2 条 監査委員の定数は、2 人とする。

(現金出納の例月検査)

第 3 条 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による現金出納の例月検査は、毎月 26 日からその月の末日までの間に行う。ただし、特別の理由があるときは、これを変更することができる。

(監査等の結果報告及び公表等)

第 4 条 法令の定めるところにより行う監査等の結果報告、通知、公表及び告示は、監査終了後速やかに行わなければならない。

2 前項の規定により公表又は告示をするときは、上越地域消防事務組合公告式条例（昭和 47 年上越地域消防事務組合条例第 2 号）を準用する。ただし、公表するときは、必要によりその他の方法も併せて行うことができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員の事務執行について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。